

兵庫県公報

平成24年11月16日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成24年11月16日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成24年11月16日

兵庫県監査委員

藤井 訓 博
長岡 壯 壽
藤川 泰 延
塚本 隆 文

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成24年9月18日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、明石市林2丁目12番32号 河合克彦外1人から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(7) 請求事項1

県立明石城西高等学校（以下「明石城西高校」という。）の教員4名及び県立長田高等学校（以下「長田高校」という。）の教員5名は、勤務時間の割振り変更により正規の勤務時間を短縮する措置をとっている。当該措置は、政令、県条例、県教育委員会規則に違反し、法令上の根拠がない通知文に基づいており違法である。当該措置により短縮した正規の勤務時間について、当該教員は、明らかに職務専念義務に違反しており、当該時間に係る給与を削減する必要がある。

(8) 請求事項2

明石城西高校が平成23年度に購入した図書のうち平成23年12月から平成24年2月までに納品されたとされているものについて、同年5月と8月に2度、現物の確認を求めたものの、当該図書を確認できなかった。納品書があるのに現物がないのは、不正経理の最たるものである。

(9) 請求事項3

明石城西高校は、兵庫県高等学校教職員組合（以下「組合」という。）の「兵高教組調査情報3号（2012年5月16日付け）」の紙代に要する費用を組合に請求していない。

よって、上記(7)から(9)までは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反する違法又は不当な公金の支出である。

イ 求める措置の内容

上記アの事実によって、県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成24年9月18日（請求書提出日）付けて受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成24年10月9日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人のうち1人からおおむね次のとおり陳述があり、また、新たな証拠として別記2の文書が提出された。

(1) 請求事項1

割振り変更は、「残業手当の二重取り」である。教員は、もともと給料の4パーセントの残業手当が支給されている。割振り変更により残業した時間の分早く帰ると、結局残業していないことになる。残業手当を二重取りするために時間のごまかしをしているのである。

政令や県の条例で、職員会議等は、「ただで働かせてよらしい」とされているのに、それを割振り変更して、またその分を取り戻す、となると、残業していないということになる。

割振り変更は、通知文で、県議会で議決された条例と真逆のことをしようとしているものであり、この通知文は割振り変更による残業手当の二重取りを制度化するために、オブラートに包んでいるだけである。

また、割振り変更について、県教育委員会は校長の責任で行っていると言いき、一方ほとんどの校長は県の指導に従ったと言っている。どちらが本当かわからないが、申合せをしているのだと思う。

割振り変更をして残業手当を二重取りする理由はいろいろあると思うが、いくらオブラートに包んでも中身は変わらない。私は県教育委員会の指導に従ったことが、条例に違反していないという理由になるかどうかという問題だと思う。もう少しクリアに、誰が見ても納得できる方法を考えていただきたい。

(2) 請求事項2

図書のことについては、教職員が私物で買うべき図書を公費で買っているのではないかと思う。図書費を教職員で^{おん}分して、それで図書を購入しており、教職員に貸せば学校に返ってこない。それは個人で買ったものと同じである。

(3) 請求事項3

紙代を負担させずに、組合のパンフレットを組合員に配布するということは、学校自体が組合活動の応援をしているということである。私がコピーをもらうときは、1枚10円支払っている。組合活動には労使の不介入の原則というものがあると思うが、紙代は組合が負担すべきである。

2 執行機関の陳述の要旨

平成24年10月9日、県教育委員会事務局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 請求事項1

ア 地方公務員には、一般的に労働基準法（昭和22年法律第49号）が適用され、同法第32条には、労働者に休憩時間を除き1週間については40時間、1日については8時間を超えて労働させてはならないと規定されている。職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）では、平成21年4月から1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分と規定されている。また、同法第32条の2には、業務の繁閑に対応して、1箇月以内の平均勤務時間が1週間当たり40時間を超えないよう定めた場合には、特定の1日の勤務時間を8時間を超えて設定したり、特定の1週間の勤務時間を40時間を超えて設定したりすることができる、いわゆる変形労働時間制が規定されている。

イ 公立学校の教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第3条の規定により、教職調整額が支給される一方、時間外勤務手当が支給されないこととなっている。さらに、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正

規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号。以下「政令」という。）により、教員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとした上で、臨時又は緊急のやむを得ない必要のあるときに限り、時間外勤務を命ずることのできる業務が定められている。これらの法令を受け、勤務時間条例では、教員について、原則として時間外勤務は命じないものとする規定され、教員に時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める基準に従い、県教育委員会規則で定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする規定され、県教育委員会規則は次の4項目の業務（以下「限定4項目の業務」という。）を定めている。

- (7) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - (4) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - (9) 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
 - (5) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
- ウ これらの規定に基づき、県では次のように勤務時間の割振り変更が行えるようにしている。

勤務時間の割振り変更は、労働基準法第32条の2に規定する1箇月単位の変形労働時間制を適用し、勤務時間条例第5条第1項及び県立学校教育職員の完全週休2日制実施要領（平成14年教教第3号。以下「要領」という。）に基づき、校長は公務の運営上の事情を考慮した上で、4週間の総勤務時間の範囲内において、あらかじめ定めた正規の勤務時間を臨時に割振り変更することができるとしている。割振り変更に当たっては、限定4項目の業務及び各種会議、生徒指導業務等の学校運営上校長がどうしても命じざるを得ないと判断される業務を、勤務時間の割振り変更の対象業務として扱うこととしている。

- エ 請求人は、明石城西高校及び長田高校が勤務時間の割振り変更を行った職員会議、各種委員会等の業務は、勤務時間の割振り変更ができる法的根拠がなく、勤務時間を短縮した措置は職員の職務専念義務に反するとし、短縮した勤務時間に相当する給与を削減する必要があると主張している。

明石城西高校及び長田高校の教員は、職員会議等の業務や、校長の命により様々な生徒指導業務（登下校指導、家庭訪問、問題行動に係る特別指導、保護者との面談等）あるいは学習指導、学年会議、委員会等の業務に従事している。これらの業務はあらかじめ定めた正規の勤務時間内に行うことが困難な面もあるものの、学校運営上重要な業務であることから、両校の校長は計画的に4週間の範囲で事前に勤務時間の割振り変更を行い、これらの業務を正規の勤務時間内に行えるようにしている。これにより教員の時間外勤務を命じないよう努めている。

以上のとおり、両校では、県の規程に従い勤務時間の割振り変更を適正に実施したものであり、勤務時間を短縮した措置は職員の職務専念義務に反せず、短縮した勤務時間に相当する給与を削減する必要がないことを強く主張する。

(2) 請求事項2

図書の取得、管理は、校長に権限があり、学校で取得、管理事務をしている。

学校で購入する図書の取得については、教職員が授業、部活動のために使用するもの、また、生徒に読ませたい図書として、例えば、学習に役立つものやこれからの人間形成を図るために必要な知識が得られるものなどを、教職員が選定し、購入している。

また、図書の管理については、生徒への閲覧、貸出用として図書室において一括管理するもののほか、授業や部活動の指導等に用いるため、教職員が使用責任者として、職員室、教科準備室、教室などにおいて保管するものがある。

請求人は購入した図書がないと主張しているが、全冊を閲覧に供することは、当該図書が使用中であるときは授業や部活動等の教育活動に影響が出るほか、準備する教職員にも労力が必要で、学校運営上支障が出るおそれもあり、困難であるとする。

本件措置請求に係る図書について、購入した図書が全冊あることを確認している。

(3) 請求事項3

組合の「兵高教組調査情報3号（2012年5月16日付け）」に係る紙代を請求していないとのことについて、教職員が公務以外の私用で用紙を使用することは原則認めていない。明石城西高校では、私用で使用した事実が確認できていないため、紙代は徴収していない。なお、同調査情報は、通常宅配便により学校にいる組合代表者へ送付されているとのことである。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、次の支出を監査の対象事項とした。

- (1) 請求事項1に係る支出のうち、平成23年10月から平成24年3月までの給与の支出
- (2) 請求事項2に係る支出

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

次の支出については、監査の対象事項としなかった。

ア 請求事項1に係る支出のうち、平成23年9月の給与の支出

イ 請求事項3に係る支出

(2) 監査の対象としなかった理由

ア 上記(1)アについて

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている（自治法第242条第2項）。

上記(1)アの支出については、本件措置請求が行われた日（平成24年9月18日）は、当該支出のあった日（平成23年9月16日）から1年以上経過している。

イ 上記(1)イについて

住民監査請求は、公金の支出等の財務会計上の行為が違法又は不当と推定されるよう個別的、具体的にその理由及び事実を摘示する必要がある。

請求人は、明石城西高校が組合の「兵高教組調査情報3号（2012年5月16日付け）」の紙代に要する費用を請求していないことが違法又は不当であると主張しているが、請求書及び事実証明書の内容からは、その理由及び事実を具体的に摘示していると認めることはできない。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、請求人の新たな証拠、県教育委員会事務局の陳述、長田高校に対する実地調査（平成24年10月11日実施）及び明石城西高校に対する実地調査（同月17日実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 請求事項1

(1) 認定した事実

ア 教員の教職調整額の支給等に係る規定

給特法は、第3条第1項において、「教育職員…には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない」とし、かつ、同条第2項において「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」としている。

イ 教員の正規の勤務時間を超える勤務等に係る規定

(i) 給特法及び政令

給特法は、第6条第1項において、「教育職員…を正規の勤務時間…を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」としている。政令は、本則第1号において、「教育職員…については、正規の勤務時間…の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務…を命じないものとする」とし、本則第2号において、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする」とし、4項目の業務（限定4項目の業務と同じ業務）を掲げている。

(4) 条例及び規則

勤務時間条例第11条は、給特法の規定を受けて、教員には原則として時間外勤務を命じないものとし、教員に対して時間外勤務を命ずる場合には、政令で定める基準に従い、県教育委員会規則で定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしており、義務教育諸学校等の職員に対し時間外勤務を命ずる場合を定める規則（昭和46年兵庫県教育委員会規則第19号。以下「教育委員会規則」という。）においては、限定4項目の業務を定めている。

ウ 正規の勤務時間の割振り変更に係る規定

(7) 条例

勤務時間条例は、第5条において「任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、…週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる」としている。

(4) 要領

県教育委員会は、勤務時間条例第5条の規定に基づいて週休日及び勤務時間の割振りについて、要領を定めている。

要領では、校長を勤務時間の割振り権者とし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務が必要があるとき、4週間の総勤務時間の範囲内で、事前に決定し、本人に明示することにより、勤務時間の割振り変更をすることができるとしている。

(9) 通知等

県教育委員会は、要領を踏まえた県立学校の校長あての通知等（以下「県教委通知等」という。）により、勤務時間の割振り変更を適正に行うため、趣旨、対象業務、運用方法等を示しており、対象業務については、限定4項目の業務に加え、学年会議、校務運営委員会その他各種委員会及び各種教科研究会、生徒指導活動（家庭訪問、登下校指導、校外補導業務、保護者との地区懇談会等）等を例示している。

エ 明石城西高校及び長田高校の教員に係る勤務時間の割振り変更

事実証明書として提出された勤務時間の割振り変更簿に記載された明石城西高校の教員4名及び長田高校の教員5名に係る平成23年10月から平成24年3月までの間の勤務時間の割振り変更について、両校で管理されている勤務時間の割振り変更簿、学校日誌等を調査した結果、勤務時間の割振り変更簿に記載された勤務時間の割振り変更に係る業務については、学校日誌等から、いずれも県教委通知等において勤務時間の割振り変更ができる業務とされている業務に従事していることが認められた。

また、それぞれの勤務時間の割振り変更は、権限を有する校長の決裁により行われていたと認められる。

オ 明石城西高校及び長田高校における勤務時間の割振り変更による給与支給

対象教員の給与について、両校とも減額せずに全額支給されていた。

(2) 判断

ア 請求人は、勤務時間の割振り変更が法令上の根拠がない通知文により行われていると主張している。

しかし、勤務時間の割振り変更の手続を示した県教委通知等は、上記(1)イ(ア)の給特法及び政令の定めに沿って、上記(1)ウのとおり勤務時間条例に基づき県教育委員会が定めた要領に従ったものであることから、法令上の根拠を有しているものである。

イ また、請求人は、教員に給料の4パーセントの「残業手当」が現に支給され、時間外勤務を命ずることができるにもかかわらず、これを時間外勤務としないで、勤務時間の割振り変更により、延長した分に相応する勤務時間を短縮することは違法であると主張している。

しかし、教員は原則として時間外勤務を命じられることはなく、例外的に限定4項目の業務であって臨時又は緊急にやむをえない必要があるときに限り時間外勤務を命じられることとなっている。

このような中で定められた勤務時間の割振り変更の制度は、生徒指導活動等学校の運営上やむなく勤務時間を延長せざるを得ない場合に、その延長される勤務時間に相応する時間を他の勤務日の正規の勤務時間で短縮できるよう設けられたものであり、校長が教員に時間外勤務を命じることができる場合について、行われているものではない。

したがって、校長が勤務時間の割振り変更を命じていないのであればともかく、制度に沿って校長が命じる場合について、勤務時間の割振り変更が行われることは、何ら法令の定め反しているとはいえない。

ウ また、本件措置請求に係る勤務時間の割振り変更により教員が勤務時間を延長した時間に従事した業務及び勤務時間を短縮した時間は、上記(1)エのとおり、いずれも勤務時間の割振り変更をすることが可能な範囲の業務及び時間であり、職務専念義務違反が生じるような点はなく、権限を有する校長により、適正に手続がなされていたと認められる。

エ よって、当該教員の給与の支出が違法又は不当であったとは認められない。

2 請求事項2

(1) 認定した事実

ア 図書の確認

本件措置請求に係る図書(94冊、166,113円分)については、平成23年12月7日から平成24年2月8日までの間に納品され、それぞれ納品当日に検収されていた。図書の代金は同年1月5日から2月16日までの間に支出されていた。

また、購入した図書は、全冊が学校内に保管されている。

イ 購入図書の選定及び管理

(i) 購入図書の選定に当たっては、教職員が授業、部活動指導等において必要とする図書又は生徒が読んで役立つ図書であるものとし、各教職員に希望を聞いた上で、校長の判断で購入している。

(ii) 学校における購入図書の保管は、生徒への閲覧又は貸出しをする図書は図書室で一括管理し、授業、部活動指導等に用いる図書は職員室、教科準備室、教室などにおいて希望した各教職員により行われている。

(2) 判断

請求の対象とされた図書は、上記(1)アのとおり全て明石城西高校が購入し、上記(1)イのとおり管理しており、違法又は不当な点があったとは認められない。

以上のとおり、請求事項1及び請求事項2について、県が被った損害を補填するために必要な措置が講じられることを求める本件措置請求は、理由がないものと判断する。

(別記1)

1 請求事項1関係

- (1) 「事実を証する書」と題する書面
- (2) 勤務時間の割振変更簿(明石城西高校及び長田高校に係るもの)
- (3) 政令、勤務時間条例(抜粋)、教育委員会規則
- (4) 勤務時間の割振り変更に係る文書(抜粋)

2 請求事項2関係

- (1) 「平成23年度学校図書」と題する書面
- (2) 「平成23年度学校図書(図書室保管分)」と題する書面
- (3) 見積書及び納品書
- (4) 兵高教組調査情報3号(2012年5月16日)

3 請求事項3関係

兵高教組調査情報3号(2012年5月16日)

(別記2)

- 1 勤務時間の割振変更簿(県立舞子高等学校、県立尼崎工業高等学校及び県立神崎工業高等学校に係るもの)
- 2 図書の購入に関する文書(県立川西明峰高等学校、県立舞子高等学校、県立尼崎工業高等学校及び県立神崎工業高等学校に係るもの)